

公共建築物における再生可能エネルギー等導入促進に関する指針

宇和島市

この指針（以下「市指針」という。）は、えひめ環境基本計画、愛媛県地球温暖化防止実行計画及び宇和島市総合計画並びに宇和島市地球温暖化対策実行計画に即して、宇和島市の区域内の公共建築物における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入促進に関する事項を定めるものである。

指針作成の趣旨

平成9年の京都議定書以降、地球温暖化問題が世界的な重要課題として認識され、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの合理化が以前に増して推進されるようになった。

本市では、平成17年2月に、県内他市町に先駆けて廃食用油リサイクル装置を導入し、市内で回収した廃食用油からバイオディーゼル燃料（BDF）を製造し、公用車を走らせることによってエネルギー資源循環への取り組みをスタートした。平成18年度には地域新エネルギービジョンを策定し、平成22年度には「緑の分権改革」推進事業としてクリーンエネルギー／バイオマスエネルギー資源の賦存量及び実証調査を実施するなど、市内のエネルギーに関する状況調査も進めてきた。

こうした中、東日本大震災をきっかけとした電力不足の経験、原子力発電所の停止による化石燃料輸入量の増加とエネルギー自給率の低下、再生可能エネルギー導入促進を目指した固定価格買取制度とその後の電力会社による系統連系受付保留措置、円安によるエネルギー価格の高騰、米国内でのシェールガス勃興に起因する原油価格の下落など、近年我が国のエネルギーをとりまく環境は目まぐるしく変化している。

このため、いま我々には、エネルギーに関する認識を改め、できるだけエネルギー消費を減らし、必要なエネルギーを自給し、エネルギーに対する自衛意識を持つことが求められている。国土交通大臣から諮問を受けた社会資本整備審議会においても、「業務・家庭部門など建築物において居住、執務等のために消費されるエネルギー量は、他分野に比べ増大傾向が顕著であり、当該分野におけるエネルギー使用の合理化を図ることが特に喫緊の課題となっている」ことを踏まえ、「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第一次答申）」が公表されたところである。

ついては、本市では公共建築物において、再生可能エネルギーを中心としたエネルギーの自給システムと、省エネルギー技術を中心としたエネルギーの合理化に寄与する取り組みを率先導入するための指針を策定し、住宅等の一般建築物への波及効果に期待するものである。

第1 市の区域内の公共建築物における再生可能エネルギーの利活用と省エネルギー設備の導入を促進するための施策に関する基本的事項

1. 再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入促進の意義と効果

再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱やバイオマスエネルギー源として、永続的に利用することができるものと認められるものをいう。これらは一度利用しても比較的短期間に再生でき、枯渇性資源である化石燃料の代替エネルギーとして期待されている。こうした性格を持つ再生可能エネルギーを利用することは、地域内でのエネルギー自給に寄与するため、経済的なメリットに加え、災害にも強いまちづくりを推進することができる。

一方、省エネルギー設備は、導入することによって限りある資源を有効に使うことになるため、経済的なメリットに加え、持続可能な社会づくりに貢献することができる。

公共施設等は広く市民一般の利用に供されることから、公共建築物に重点を置いて再生可能エネルギー及び省エネルギー設備（以下、「再生可能エネルギー等」という。）の導入促進を図ることにより、直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における再生可能エネルギー等の導入促進、さらにはこれらに関連した産業の拡大といった波及効果も期待できる。

2. 再生可能エネルギー等の導入を促進すべき公共建築物

再生可能エネルギー等の導入を促進すべき公共建築物として、具体的には、市内に整備される以下のような建築物が含まれる。（具体的には別表 1 に例示。）

（1）市が整備する公共の用又は公用に供する建築物の全て

市が整備する建築物であって、広く市民一般の利用に供される施設のほか、市の事務事業又は職員の住居の用に供される施設等が含まれる。

（2）市以外の者が整備する（1）に準ずる建築物の全て

市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる施設等が含まれる。

3. 公共建築物における再生可能エネルギー等導入促進のための施策の具体的方向

公共建築物における再生可能エネルギー等導入促進にあたっては、その性格上、導入しようとする公共建築物の用途や立地条件等によって優位性が大きく変わることから、従前のエネルギー活動量を勘案して、ライフサイクルコスト（LCC）も考慮しながらその促進を図るものとする。

特に、再生可能エネルギーの導入にあたっては、技術的に導入が容易で経済合理性の高い施設を優先する。また、省エネルギー設備の導入にあたっては、

従前と比較して、エネルギーの効率化がより多く見込める施設を優先するなど、CO²削減効果や普及啓発効果、再生可能エネルギー等の導入による経費削減効果が、特に優れた公共建築物を優先する。（具体的には別表2に例示。）

このため市は、関係する計画や方針を踏まえ、関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携促進を図りつつ、公共建築物における再生可能エネルギー等の導入を担う設計者や取扱技術者その他の人材の育成、再生可能エネルギー等に関する研究及び技術の開発・普及、公共建築物への利用に適したエネルギーの供給体制の整備、公共建築物における再生可能エネルギー等導入の具体的な事例・建築コスト・エネルギーの調達方法等に関する情報の収集・分析・提供のほか、施策の総合的な展開が図られるよう努めるものとする。

4. 積極的に再生可能エネルギー等の導入を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、2に示した再生可能エネルギー等の導入を促進すべき公共建築物のうち、新たに整備される公共建築物及び設備の修繕等が求められている公共建築物の全てにおいて、積極的に再生可能エネルギー等の導入を推進するものとする。

ただし、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物など、当該建築物に求められる景観への配慮等の観点から、建物外部における再生可能エネルギー等の導入になじまない、又は導入を図ることが困難であると判断されるものについては、建物の外観に影響を及ぼす類の再生可能エネルギー等設備の導入を推進する対象とはせず、建物内部における再生可能エネルギー利用設備の導入及び省エネ性能の向上を目指すものとする。

第2 公共建築物等における再生可能エネルギー等の導入の目標

1. 第1の2（1）に定める公共建築物における再生可能エネルギー等の導入の目標

市は、その整備する公共建築物のうち、第1の4の積極的に再生可能エネルギー等の導入を促進する公共建築物の範囲に該当する全ての公共建築物について、原則として再生可能エネルギー等の導入を図るものとする。

また、市は、その整備する公共建築物においてエネルギーをより効率的に利用するために、再生可能エネルギー設備導入の技術的可否に関わらず、建物自体の省エネルギー性能の向上を図るものとする。

公園・道路等の照明及び防犯対策等においても、エネルギーの合理化はもとより、災害時等電力インフラに支障があった場合の機能不全を回避するため、可能な限り自立運転できるよう再生可能エネルギー等の導入を図るものとする。

2. 第1の2（2）に定める建築物における再生可能エネルギー等の導入の目標

市以外の者が整備する公共建築物のうち、第1の4の積極的に再生可能エネルギー等の導入を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、

その設置者は、再生可能エネルギー等の導入に努めるものとする。

そのために市は、公共的な機能を有する建築物の設置者に対して市指針の周知を図り、互いに連携しながら、再生可能エネルギー等の積極的な導入を推進するものとする。

3. 再生可能エネルギー等導入に必要な技術の確保に関する目標

建築事業者や設備業者、機材販売業者、燃料販売業者、林業関係者その他再生可能エネルギー等に関する事業に携わる者は、互いに連携して、施工技術や生産性の向上、新たな技術動向に関する情報の共有、資材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物の整備における再生可能エネルギー等導入の動向やニーズに応じた技術の適切な供与のための研究努力、資材の供給体制の整備、流通の合理化等に取り組むものとする。

第3 その他公共建築物における再生可能エネルギー等導入促進に関し必要な事項

市指針の推進体制については、以下のとおりとする。

1. 本市の所管に属する公共建築物への再生可能エネルギー等導入促進に向けた関係部局間の連絡・調整等を円滑に行うため、宇和島市再生可能エネルギー等導入促進連絡会議（別添）を設置する。
2. 宇和島市再生可能エネルギー等導入促進連絡会議は、この市指針に基づき市が整備する公共建築物における再生可能エネルギー等の導入状況を、毎年取りまとめ公表するものとする。
また、市以外の者が整備する公共建築物における再生可能エネルギー等導入に関する取り組み事例の把握にも努め、すぐれた事例は市民に対して積極的に周知するものとする。

3. 市指針の推進に係る本市関係部局の役割は別表3のとおりとする。

【別表1】

◎再生可能エネルギー等の導入を促進すべき公共建築物の例

	対象施設等
市が整備する建築物	○市庁舎、支所庁舎等 ○保育所、幼稚園、小学校・中学校の校舎・体育館等 ○病院・診療所、保健施設、養護施設、福祉施設等 ○環境関連施設 ○公民館、文化施設、スポーツ施設、水泳場等 ○観光保養施設、種々管理事務所等 ○市営住宅、教職員住宅、中学校寄宿舎等 ○公園施設における照明等

	○道路や河川管理における街路灯、表示灯など ○防犯上必要な照明等
市以外の者が整備する建築物	○官公庁舎 ○保育所、幼稚園、高等学校、大学その他教育機関 ○総合病院、養護施設、福祉施設、老人ホーム等 ○集会施設、スポーツ・文化施設等 ○環境施設、消防施設等 ○観光保養施設等 ○公営住宅、教職員住宅等 ○公園施設、道路や河川管理における照明・表示灯など

【別表 2】

◎再生可能エネルギー等の設備と導入条件の例

設 備	導入しようとする施設の条件等
太陽光発電	日照条件が良好。 構造的にパネルの取り付けが容易。 耐震基準を満たしている。
太陽熱利用システム	日照条件が良好。 比較的給湯需要が多い。
風力発電	年間通して風況が良好。 一定の電力需要が見込まれる。
木質バイオマス利用ボイラ	木質燃料が容易に調達できる。 連続した熱需要がある。
地中熱ヒートポンプシステム	建築設計段階から検討できる。 年間通して冷暖房需要がある。
排熱利用システム	給湯需要が多い。
太陽光採光システム	建築設計段階から検討できる。
高効率照明 (LED など)	原則導入。 ※白熱灯照明から優先的に交換すること。
EV (電気自動車)	短距離航行が多い。 (市内を巡行することの多い公用車に適している。)
高断熱構造／高断熱建具／複層ガラスなど	冷暖房を使用する建築物。 ※建物の新設・更新の際は原則導入。既存施設については、建具について随時導入。
サーキュレーター／シーリングファン	天井の高い室内。
雨水利用システム	可能な施設から積極導入。

燃料電池コジェネレーションシステム	年間通して一定量の給湯／熱需要がある。
高効率給湯器	既存の機器を入れ換える際には、原則として検討する。

【別表３】

◎本市関係部局の役割

部局名	再生可能エネルギー等導入促進における役割
総務部	庁舎等総務部所管の施設に係る再生可能エネルギー等の導入促進
市民環境部	環境関連施設等市民環境部所管の施設に係る再生可能エネルギー等の導入促進
保健福祉部	保育所、保健施設、福祉施設等保健福祉部所管の施設に係る再生可能エネルギー等の導入促進
産業経済部	観光施設等産業経済部所管の施設に係る再生可能エネルギー等の導入促進
建設部	市営住宅や公園施設等建設部所管の施設に係る再生可能エネルギー等の導入促進
教育委員会	学校、公民館、スポーツ施設等教育委員会所管の施設に係る再生可能エネルギー等の導入促進
水道局	水道局所管事業に係る再生可能エネルギー等の導入促進
病院局	病院局所管事業に係る再生可能エネルギー等の導入促進
宇和島地区広域事務組合	宇和島地区広域事務組合所管事業のうち、本市の区域内に整備する施設等に係る再生可能エネルギー等の導入促進

附 則

この指針は、平成２７年４月１日から適用する。

(別 添)

宇和島市公共建築物再生可能エネルギー等導入促進連絡会議の設置について

平成27年4月1日

1. 趣 旨

えひめ環境基本計画、愛媛県地球温暖化防止実行計画及び宇和島市総合計画並びに宇和島市地球温暖化対策実行計画に即して策定した宇和島市の区域内の公共建築物における再生可能エネルギー等導入促進に関する指針（以下「市指針」という。）に基づき、市が整備する公共建築物における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入が効果的に推進されるよう、宇和島市公共建築物再生可能エネルギー等導入促進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、市内関係部局間の円滑な連絡、調整等を行うものとする。

2. 構 成

連絡会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 生活環境課長（議長）
- (2) 市長部局各課の施設管理担当者
- (3) 教育委員会各課の施設管理担当者
- (4) 水道局の施設管理担当者
- (5) 病院局経営企画課の施設管理担当者
- (6) 宇和島地区広域事務組合事務局担当者
- (7) 学識経験者

3. 任 務

- (1) 市指針の変更にすること。
- (2) 市指針に基づく措置の実施の状況に関すること。
- (3) 市指針の推進に係る連絡又は調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

4. 事務局

連絡会議の庶務は、市民環境部生活環境課が行うものとする。